

荒尾市生活安全条例の概要

～市民が安全で安心して暮らせる、犯罪のない地域社会の実現を目指して～

条例が必要となった背景

近年、市民の皆さんの身近な場所で犯罪が多発し、その内容も多様化・巧妙化しており、多くの方が日常生活に不安を感じている状況です。

【全刑法犯の認知件数】

(件)

| | 平成9年 | 平成14年 | 平成18年 |
|-----|--------|--------|--------|
| 荒尾市 | 1,001 | 1,114 | 786 |
| 熊本県 | 20,659 | 28,684 | 20,054 |

【荒尾市の身近な犯罪の認知件数】

(件)

| | 平成9年 | 平成12年 | 平成15年 | 平成18年 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 空き巣 | 47 | 39 | 35 | 26 |
| 車上ねらい | 104 | 180 | 171 | 52 |
| 詐欺 | 15 | 7 | 28 | 25 |
| 自転車盗 | 226 | 230 | 168 | 119 |
| 万引き | 55 | 69 | 63 | 151 |
| 器物破損 | 16 | 4 | 94 | 105 |

過去10年、毎年800～1,200件の犯罪が荒尾市で発生しています。

『熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例』が施行されました。

安心安全のまちづくりは、市が主体となり、また、将来にわたって継続的に行われるべきものであることから、様々な施策が総合的に推進できる機軸となる規定が必要です。

『2030あらかわ有明優都戦略』を策定し、住みよいまちの創出に取り組んでいます。

大型遊園地や小代焼、荒尾ジャンボ梨などといった個性的な産業があり、年間240万人の観光客が訪れます。

条例制定が必要

条例の目的

市、市民、事業者及び土地建物所有者等が果たすべき責務を明らかにします。

安全意識の高揚を図ります。

生活環境の整備を行います。

市民が安心して生活し、又は滞在することができる安全な地域社会の実現を図ります。